

七、

研-0560

0307

丙

施行

五月二日

6

案起 昭和二十年五月一日

主任

管理局長

民政課長

實報系

局長

台灣總督府法務部長宛

昭和三十年四月七日附電照

会社等臨時措置法施行令第三條ニ基ク監督官廳及

会社ノ指定中内務大臣ヲ監督官廳トシテ指定会社中ヨリ

台湾拓殖株式會社ヲ削除スルノ件 仰申越ノ通措置致連

才待守了知相成庫

七才ヨ

務

規格 B5

月送受及號局議台								日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

研-0560

0308

(別表)

内閣總理大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一 東北興業株式會社

一 民法ニ依ル社団法人ニシテ内閣總理大臣ヲ主務官廳トスルモノ
一 辨理士會

一 新聞事業令第六條ノ規定ニ依ル團體

一 出版事業令第六條ノ規定ニ依ル團體

内務大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一 東洋拓殖株式會社

一 樺太開發株式會社

一 軌道法ニ依ル軌道會社タル株式會社

一 自動車交通事業法ニ依ル株式會社

一 民法ニ依ル社団法人ニシテ内務大臣ヲ主務官廳トスルモノ

大藏大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一 橫濱正金銀行

一 日本勸業銀行

一 臺灣銀行

一 北海道拓殖銀行

一 日本興業銀行

一 朝鮮銀行

一 貯蓄銀行法ニ依ル貯蓄銀行

一 信託業法ニ依ル信託會社

一 銀行法ニ依ル銀行

一 無壽業法ニ依ル無壽會社

一 有價證券引受業法ニ依ル證券引受會社

一 保險業法ニ依ル保險會社タル株式會社

一 日本證券取引所取引員タル株式會社

一 市街地信用組合

- 一 酒造組合、酒造組合聯合會及酒造組合中央會
- 一 酒販組合、酒販組合聯合會、全國酒販組合聯合會及酒販組合中央會

一 民法ニ依ル社團法人ニシテ大藏大臣ヲ主務官廳トスルモノ
 一 金融統制團體令ニ依ル全國金融統制會及業態別統制會
 陸軍大臣ヲ監督官廳トスルモノ

- 一 重要機械製造業法ニ依ル重要機械製造事業者タル株式會社ニシテ陸軍大臣ノ監督ニ屬スルモノ
- 一 兵器等製造事業特別助成法ニ依ル受命事業者タル株式會社ニシテ陸軍大臣ノ監督ニ屬スルモノ
- 一 陸軍大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ヲ營ム軍需會社タル株式會社但シ經理ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣ヲ以テ其ノ監督官廳トス
- 一 陸軍大臣ノ所管ニ屬スル軍需充足事業ヲ營ム軍需充足會社タル株式會社但シ經理ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣ヲ以テ其ノ監督官廳トス

監督官廳トス

- 一 民法ニ依ル社團法人ニシテ陸軍大臣ヲ主務官廳トスルモノ
- 海軍大臣ヲ監督官廳トスルモノ
 - 一 造船事業法ニ依ル造船會社タル株式會社
 - 一 重要機械製造事業法ニ依ル重要機械製造事業者タル株式會社ニシテ海軍大臣ノ監督ニ屬スルモノ
 - 一 兵器等製造事業特別助成法ニ依ル受命事業者タル株式會社ニシテ海軍大臣ノ監督ニ屬スルモノ
 - 一 海軍大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ヲ營ム軍需會社タル株式會社但シ經理ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣ヲ以テ其ノ監督官廳トス
 - 一 海軍大臣ノ所管ニ屬スル軍需充足事業ヲ營ム軍需充足會社タル株式會社但シ經理ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣ヲ以テ其ノ監督官廳トス



- 一 民法ニ依ル社團法人ニシテ海軍大臣ヲ主務官廳トスルモノ
- 文部大臣ヲ監督官廳トスルモノ
- 一 民法ニ依ル社團法人ニシテ文部大臣ヲ主務官廳トスルモノ
- 厚生大臣ヲ監督官廳トスルモノ
- 一 統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ厚生大臣ノ監督ニ屬スルモノ但シ都府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノヲ除ク
- 一 厚生大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ヲ營ム軍需會社タル株式會社
- 一 健康保險組合及健康保險組合聯合會
- 一 商工組合令ニ依ル統制組合ニシテ地區ガ都府縣ノ區域ヲ超エ厚生大臣ヲ主務大臣トスルモノ
- 一 民法ニ依ル社團法人ニシテ厚生大臣ヲ主務官廳トスルモノ
- 一 日本藥劑師會
- 一 日本醫師會

- 一 日本齒科醫師會
- 大東亞大臣ヲ監督官廳トスルモノ
- 一 南滿洲鐵道株式會社
- 一 滿洲電信電話株式會社
- 一 南洋拓殖株式會社
- 一 昭和十二年法律第四十三號第一條ニ定ムル株式會社
- 一 北支那開發株式會社
- 一 中支那振興株式會社
- 一 統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ大東亞大臣ノ監督ニ屬スルモノ但シ都府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノヲ除ク
- 一 海外移住組合聯合會
- 一 貿易組合
- 一 民法ニ依ル社團法人ニシテ大東亞大臣ヲ主務官廳トスルモノ

農商大臣ヲ監督官職トスルモノ

一 日本飼料統制株式會社

一 日本輸出農産物株式會社

一 日本肥料株式會社

一 日本木材株式會社

一 日本蠶絲統制株式會社

一 帝國水産統制株式會社

一 木材統制法ニ依ル地方木材株式會社

一 水産統制令ニ依ル海洋漁業統制株式會社

一 統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ農商大臣ノ監督ニ關スルモノ

但シ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコト

ヲ目的トスルモノヲ除ク

一 外國領海水産組合法ニ依ル水産組合

一 森林組合聯合會

一 漁業法ニ依ル水産組合

一 蠶絲業法ニ依ル蠶絲共同施設組合ニシテ其ノ地區ニ以上ノ道（管轄區域）

縣ニ及ルモノ

一 蠶絲業組合法ニ依ル生絲輸出業組合及日本中央蠶絲會

一 重要肥料業統制法ニ依ル肥料製造一業組合

一 百貨店組合

一 舞臺保險組合聯合會

一 各農業調整法ニ依ル製絲業組合

一 統制組合ニシテ地區ガ都廳府縣ノ區域ヲ超エ農商大臣ヲ主務大

臣トスルモノ

一 民法ニ依ル社團法人ニシテ農商大臣ヲ主務官職トスルモノ

一 商工組合中央會

一 農林中央倉庫

一 日本獸醫師會

- 一 商工組合中央金庫
- 一 農業團體監督聯合會
- 一 日本裝蹄師會
- 一 日本馬事會
- 一 全國農業經濟會及中央農業會
- 一 重要産業團體令ニ依ル統制會ニシテ農商大臣ノ所轄ニ屬スルモノ
- 一 水産團體法ニ依ル製造業會ニシテ全國ヲ地區トスルモノ及中央水産業會
- 軍需大臣ヲ監督官職トスルモノ
- 一 日本製鐵株式會社
- 一 帝國燃料興業株式會社
- 一 日本發達電株式會社
- 一 帝國鑛業開發株式會社
- 一 日本石炭株式會社

- 一 帝國石油株式會社
- 一 瓦斯事業法ニ依ル瓦斯事業者タル株式會社
- 一 電氣事業法ニ依ル電氣事業者タル株式會社
- 一 石油法ニ依ル石油精製業者又ハ原油輸入業者タル株式會社
- 一 自動車製造事業法ニ依ル自動車製造會社
- 一 人造石油製造事業法ニ依ル人造石油製造會社
- 一 製糖事業法ニ依ル製糖事業者タル株式會社
- 一 工作機械製造事業法ニ依ル工作機械製造事業者タル株式會社
- 一 航空機製造事業法ニ依ル航空機製造會社
- 一 輕金屬製造事業法ニ依ル輕金屬製造會社及受命會社
- 一 有機合成事業法ニ依ル有機合成事業會社
- 一 重要機械製造事業法ニ依ル重要機械製造事業者タル株式會社ニシテ軍需大臣ノ監督ニ屬スルモノ
- 一 兵器等製造事業特別助成法ニ依ル受命事業者タル株式會社ニシ



テ車需大臣ノ監督ニ屬スルモノ

一配電統制令ニ依ル配電株式會社

一統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ軍需大臣ノ監督ニ屬スルモノ
但シ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコト
ヲ目的トスルモノヲ除ク

一軍需大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ヲ營ム軍需會社タル株式會社

一軍需大臣ノ所管ニ屬スル軍需充足事業ヲ營ム軍需充足會社タル
株式會社

一商工組合法ニ依ル統制令ニシテ地區ガ都廳府縣ノ區域ヲ超エ軍
需大臣ヲ主務大臣トスルモノ

一民法ニ依ル社團法人ニシテ軍需大臣ヲ主務官廳トスルモノ

一重要産業團體令ニ依ル統制令ニシテ軍需大臣ノ所管ニ屬スルモノ

運輸
運輸通信大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一日本通運株式會社

一國際電氣通信株式會社

一日本航空株式會社

一東亞海運株式會社

一地方鐵道法ニ依ル地方鐵道會社タル株式會社

一鐵道法ニ依ル軌道會社タル株式會社

一自動車交通專業法ニ依ル旅客自動車運輸事業、貨物自動車運送
事業又ハ自動車道事業ヲ營ム株式會社

一倉庫法第一條ノ許可ヲ受ケタル棧株式會社

一小運送業法ニ依ル小運送業者タル株式會社

一重要機械製造事業法依ル重要機械製造事業者タル株式會社ニシ
テ運輸通信大臣ノ監督ニ屬スルモノ

一統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ運輸通信大臣ノ監督ニ屬スル
モノ但シ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フ

- コトヲ目的トスルモノヲ除ク
- 一 運輸通信大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ヲ營ム軍需會社タル株式會社
- 一 運輸通信大臣ノ所管ニ屬スル軍需充足事業ヲ營ム軍需充足會社タル株式會社
- 一 自動車^運送事業組合及自動車^運送事業聯合會
- 一 海運組合及海運組合聯合會
- 一 造船組合及造船組合聯合會
- 一 木船保險組合
- 一 商工組合法ニ依ル統制組合ニシテ地區ガ都廳府縣ノ區域ヲ招ニ
- 一 運輸通信大臣ヲ主務大臣トスルモノ
- 一 民法ニ依ル社團法人ニシテ運輸通信大臣ヲ主務官職トスルモノ
- 一 船舶運管會
- 一 重要産業團體令ニ依ル統制令ニシテ運輸通信大臣ノ所管ニ屬スル

ルモノ

- 一 港灣運送業等統制令ニ依ル中央團體及地區別團體
- 地方長官ヲ監督官職トスルモノ
- 一 自動車交通事業法ニ依ル旅客自動車運送事業ヲ營ム株式會社但シ東京都ニ在リテハ警視總監ヲ以テ其ノ監督官職トス
- 一 統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超ニザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ
- 一 産業組合及産業組合聯合會
- 一 森林組合
- 一 耕地整理組合及耕地整理組合聯合會
- 一 漁業法ニ依ル漁業組合
- 一 蠶絲業法ニ依ル蠶絲共同施設組合但シ其ノ地區ニ以上ノ^{都廳府縣}ノ管轄區域^{ノ管轄區域}ニ在ラズ
- 一 馬匹組合及馬匹組合聯合會

- 住宅組合
- 一 海外移住組合
- 一 家畜保險組合
- 一 蠶絲業組合^(法)ニ依ル蠶絲業組合但シ生絲輸出組合ヲ除ク
- 一 牧野組合
- 一 漁船保險組合
- 一 農業保險組合但シ組合事業ノ停止及解散ノ決議ニ關スル事項ヲ除ク
- 一 ^{貸家}貸家組合及^{貸地}貸地組合^貸
- 一 貸室組合及^貸貸室組合^貸
- 一 馬車團體令ニ依ル馬車組合
- 一 金融統制團體令ニ依ル^(統制)組合及地方金融協議會
- 一 商工組合法ニ依ル統制組合ニシテ地區ガ都府縣ノ區域ヲ超エザルモノ及同令ニ依ル施設組合

- 道府縣藥劑師會
- 道府縣獸醫師會
- 道府縣技師會
- 道府縣醫師會
- 道府縣齒科醫師會
- 農業者團體法ニ依ル地方農業者會
- 水産業團體法ニ依ル漁業會及製造業會(全國ヲ地區トスルモノヲ除ク)及道府縣水産業會
- 商工經濟會
- 專賣局長官ヲ監督官職トスルモノ
- 一 鹽業組合中央會
- 地方專賣局長ヲ監督官職トスルモノ
- 一 鹽業組合及鹽業組合聯合會



內務省管理局長宛

台灣總督府法務部長

昭和三十年法律第十號施行ニ関スル件

昭和三十年法律第十號 会社等臨時措置法施行ニ関シ昭和十九年勅令

第四百十二號 会社等臨時措置法施行令中改正勅令案ニ依レバ

第三條ノニ第二項ノ規定ニ基キ監督官廳及會社ノ指定中台灣拓

殖株式會社ハ內務大臣ヲ監督官廳ト為シ居ルモ昭和十九年勅令

第三九八號ノ趣旨ニ鑑ミ同會社ニ付キテハ台灣總督ヲ監督官廳ト

(國定規格B5(六×二五七糎))

指定シ度キヲ以テ右內務大臣ヲ監督官廳トスルモノ中ヨリ同會社ハ

削除スル様仰取計相成度

右仰願ヒ申上テ

(國定規格B5(六×二五七糎))



イアンニヨレバ、ダイミジ、ヨウノニダ、イニロウノキテイニモツジ
 クカントクカナンチヨウオヨビ、カイシヤノシテイチウタイワ
 ンタクシヨクカフ、シキカイシヤハサイムダ、イジ、ンヨカントク
 カンテウトタメシキルモシヨウワ、九ネンチヨクレイダ、イミガハ
 コ、ウノシユシニカンガ、ミド、ウカイシヤニツキテハタイワンソウト
 クマカントクカナンチヨウトキテイシタキヨモツテミギ、ナイム

2047

セウワニ〇ネンホウリツ、イニ〇ゴ、ウシコウニカンヌルケン、
 セウワニ〇ネンホウリツ、イニ〇ゴ、ウカイシヤトウリンシ、
 チホウシコウニカンシセウワ、カシコウ、イクノウカイセイチヨク
 カイシヤトウリン、リチキ、ウシコウ、イクノウカイセイチヨク

14911
 ト
 リ、三七七、タイホク、ニセ六、コ五
 ケウトウト
 アイムシヨウカニリキヨクテウ

例規加筆
 47

204

2047



ダイシ
シヤハサクジ
ネガ
ヒモウシアグ
ホウムラ
テウ

カ
ン
カ
ン
ト
ク
カ
ン
チ
ヨ
ウ
ト
ス
ル
モ
ノ
ナ
カ
ヨ
リ
ト
ウ
カ
イ

ヨ
ス
ル
ヨ
ウ
オ
ト
リ
ハ
カ
ラ
ヒ
ア
ヒ
ナ
リ
タ
ク
ミ
ギ
オ



セ
セ
ン
三
〇

研-0560

0319

昭和一九二六三一三

勅令第三百十八號

会社等臨時措置法ハ之ヲ台湾ニ施行ス
但シ同法中勅令トシテハ台湾總督府令トス

附則

本令施行ノ期日ハ台湾總督之ヲ定ム

文書課長

事務官

會社等臨時措置法施行令中改正ノ件

標記件別紙ノ通 司法次官ヨリ照會越有之 關係向課
ハ連絡致候處 之見無之旨 電法ヲ以テ回答有之條條此
ノ終處理相成可然哉

追而司法省ハ電法ヲ以テ此旨回答致候

大日本帝國政府

折上リ規定規格紙(八×二五規格)

司 所

司法省 民事甲特第4號

昭和二十年三月十八日

司法次官 黒川

涉

内 務 大 官 殿

會社等臨時措置法施行令中改正ノ件
首題ノ件近日中ニ法制局ニ於テ審議ノ豫定ニ有之候條御意見有之候
ハバ至急法制局又ハ當省ニ御申出相成様致度法案三部相添へ此段及
照會候也

研-0560

0322

214

総務局長
田中 氏

(昭和二十三年三月三十一日)

會社等臨時措置法施行令中左、通改正ス

第二條中「三十人」ヲ「十人」ニ改ム

第二條ニ 會社等臨時措置法第三條ノ第一項ノ勅令ヲ以テ定ムル

災害ハ地震、火災、津浪、洪水、暴風雨、噴火及此等ニ起因スル災

害ニシテ司法大臣、指定スルモノトス

第三條ニ 會社等臨時措置法第三條ノ第一項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ

記載スルコトヲ要ス但シ此ニムコトヲ得ザル事由アルトキハ第一號ニ掲グル

株式ノ表示ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一 會社等臨時措置法第三條ノ第一項ノ災害ニ因リ株主名簿ヲ

喪失シ株主ノ姓名又ハ住所ヲ確知スルコト能ハサル記名株式アル

旨及其株式、株券、番号其、他ノ表示

二 前号ノ株主ハ自己ノ姓名及住所、其ノ有スル株式ノ種類、數、株券

ノ番号及取得ノ年月日並ニ各株式ニ付拂込ミタル株金額及拂込ミノ

年月日ヲ申出ツベキコト

三 債權ノ目的タル記名株式ニシテ商法第二百九條第一項ノ規定ニ依

リ債權者ノ姓名及住所ヲ株主名簿ニ記載シシルモノニ付テハ債權

者又ハ債權設定者ハ債權者ノ姓名及住所並ニ前号ニ掲グル事項

ヲ申出ツベキコト

四 信託財産タル記名株式ニシテ信託法第三條第一項ノ規定ニ依リ信

託財産タル旨ヲ株主名簿ニ記載シシルモノニ付テハ委託者又ハ受託

者ハ其ノ旨及第二号ニ掲グル事項ヲ申出ツベキコト

前項ノ公告ハ此ニムコトヲ得ザル事由アルトキハ定款ニ定メタル新聞紙以

外、時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ得

2

第三條、ニ 會社等臨時措置法第四條ニ規定ニ依ル認可ハ株式會社ノ業務若ハ清算ヲ監督スル官廳又ハ裁判所左ノ各号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲ス

- 一 業務ニ付官廳ノ監督ヲ受ケル會社ニ付テハ其ノ監督官廳但シ會社ノ官廳ノ監督ヲ受ケサル業務ヲ兼營スル場合ニ於テ該業務ノニ關スル事項ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ次号ノ例ニ依ル
 - ニ 前号ニ掲グル會社ニ該當セザル會社ニ付テハ本店所在地、地方裁判所
 - 三 解散後ノ會社ニ付テハ本店所在地、地方裁判所但シ清算ニ付官廳ノ監督ヲ受ケル株式會社ニ付テハ其ノ監督官廳
- 前項第一号ニ掲グル會社並ニ監督官廳^其認可事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條、ニ 取締役又ハ清算人ノ會社等臨時措置法第四條ニ規定ニ依ル認可

可、申請ヲ爲ス場合ニ於テハ認可ヲ得テ決セントスル事項及事由ニ付各其ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス但シ會社ノ業務執行ニ付定款ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

前項^其場合ニ認可書ノ到達シタル日ニ取締役又ハ清算人當該事項ヲ決シタルモノト看做ス

第三條、四 前條ノ認可ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ會社ノ代表スベキ取締役又ハ清算人ノ記名捺印スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號及本店
- ニ 認可ヲ得テ決セントスル事項及事由
- 三 監督官廳又ハ裁判所ノ表示

四年月日

4

申請書ニ左ノ書面ヲ添附スルコトヲ事ス

一 前條ノ法律アリタルコトヲ証スル書面

二 前項第三号ニ掲グル事項ノ説明書

三 定款ノ謄本

四 株主總會ガ商法第百五十一條ノ株主總會ナルトキハ前條ノ九ノ規定ニ依リ監査役ノ報告書

五 前号ノ株主總會ガ商法第百五十二條第一項ノ場合ニ該当スルトキハ同條ノ規定ニ依リ監査役ノ報告書

六 前号ノ株主總會ガ商法第百五十三條第一項ノ場合ニ該当スルトキハ同條ノ規定ニ依リ監査役ノ報告書

七 前号ノ株主總會ガ商法第百五十四條第一項ノ場合ニ該当スルトキハ同條ノ規定ニ依リ監査役ノ報告書

第三條ノ五 株式會社ノ業務ヲ監督スル官廳第三條ノ三ノ認可ノ申請アリタル場合ニ於テ審査ノ爲必キアリト認めルトキハ利害關係人若ハ参考人ニ對シテ

必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

第三條ノ六 同一株式會社ノ業務ヲ監督スル官廳ニ以テアル場合ニ於テ一ノ監督

官廳ガ第三條ノ二第一項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ他ノ監督官廳ニ協議スベシ

第三條ノ七 裁判所第三條ノ二第一項ノ認可ノ申請アリタル場合ニ於テ必キアリト認めルトキハ行政官廳ニ對シテ審査ヲ爲サントスルコトヲ得

行政官廳ハ裁判所ニ對シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

認可ニ關スル裁判所ニ對シテ不服ヲ申スルコトヲ得

第三條ノ八 裁判所ニ於ケル第三條ノ二第一項ノ認可ニ關スル第三條ノ二乃至第三條ノ四及前條ノ規定ニ依リテ外非キ事件手續法ノ定ムル所ニ依ル

第三條ノ九 取締役ガ第三條ノ三ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ株主總會ガ商法第百五十一條ノ株主總會ナルトキハ監査役ハ同法第百五十四條第一項及第二項ノ規定ニ依リ株主總會ニ報告スベキ事項ヲ調査シ監督官廳又ハ裁判所ニ對シテ報告書ヲ以テ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ事ス

第三條ノ十 取締役又ハ清算人ガ第三條ノ三ノ認可ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テハ

第三條ノ九ノ規定ニ依リ株主總會ニ報告スベキ事項ヲ調査シ監督官廳又ハ裁判所ニ對シテ報告書ヲ以テ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ事ス

第三條ノ十 取締役又ハ清算人ガ第三條ノ三ノ認可ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テハ

第三條ノ九ノ規定ニ依リ株主總會ニ報告スベキ事項ヲ調査シ監督官廳又ハ裁判所ニ對シテ報告書ヲ以テ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ事ス

第三條ノ十 取締役又ハ清算人ガ第三條ノ三ノ認可ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テハ

第三條ノ九ノ規定ニ依リ株主總會ニ報告スベキ事項ヲ調査シ監督官廳又ハ裁判所ニ對シテ報告書ヲ以テ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ事ス

申請書其添附書類及第百一十五條規定に依り監査役報告書並に認可關の書類ハ之ヲ株主總會ノ議事録ト看做ス

第百一十一條 株式等臨時措置法第百一十一條第一項、株主總會が定時總會たるトキハ商法第百二十六條但書(第百十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中定時總會ノ終結ニ至ル迄トアルハ會社等臨時措置法第百一十一條ノ規定に依リ認可又ハ不認可ノ書面到達シタル日迄トシ商法第百五十一條又ハ第四百十二條株主總會ナルトキハ同法第百五十一條第一項中一定時期迄ニ第百五十一條ノ總會ガ終結セザレトキトアルハ取締役ガ當該時期迄ニ會社等臨時措置法第百一十一條ノ規定に依リ商法第百五十一條ノ總會ノ決議ヲ專スル事項ヲ決セザレトキトシ同法第百五十一條第一項又ハ第四百十四條第一項中第百五十一條又ハ第四百十二條株主總會終結ノ日トアルハ會社等臨時措置法第百一十一條ノ規定に依リ認可書ハ到達シタル日トス

申請書其添附書類及第百一十五條規定に依り監査役報告書並に認可關の書類ハ之ヲ株主總會ノ議事録ト看做ス

第百一十一條 株式等臨時措置法第百一十一條第一項、株主總會が定時總會たるトキハ商法第百二十六條但書(第百十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中定時總會ノ終結ニ至ル迄トアルハ會社等臨時措置法第百一十一條ノ規定に依リ認可又ハ不認可ノ書面到達シタル日迄トシ商法第百五十一條又ハ第四百十二條株主總會ナルトキハ同法第百五十一條第一項中一定時期迄ニ第百五十一條ノ總會ガ終結セザレトキトアルハ取締役ガ當該時期迄ニ會社等臨時措置法第百一十一條ノ規定に依リ商法第百五十一條ノ總會ノ決議ヲ專スル事項ヲ決セザレトキトシ同法第百五十一條第一項又ハ第四百十四條第一項中第百五十一條又ハ第四百十二條株主總會終結ノ日トアルハ會社等臨時措置法第百一十一條ノ規定に依リ認可書ハ到達シタル日トス

第三條之五 取締役又ハ清算人ガ会社等臨時措置法第四條ノ一規定ニ依リ認可
ヲ得ル株主總會ハ決議ヲ要スル事項ヲ決シタル場合ニ於テ登記ノ申請書ニ株主總
會決議録ヲ添付スルコトヲ要スルトキハ第三條ノ十ノ規定ニ拘ラス會社等臨
時措置法第四條ノ一ノ規定ニ依リ認可スル又ハ其ノ承認アル際本ヲ添附
スルモノヲ以テ足ル

第三條ノ十二 株式会社ノ業務後ノ監督スル官廳ハ命令ニ違ハル所ニ依リ會社
等臨時措置法第四條ノ二ニ規定スル職權ノ一部ヲ他ノ行政官廳ニ委
任シ又ハ他ノ行政官廳所轄官衙長若ハ國家總動員法第十八條ノ規
定ニ依リ法人其他ノ法人ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第三條ノ十四 取締役又ハ清算人第三條ノ三ノ認可ノ申請ヲ爲サントストキハ
申請ニ關スル書類ヲ申請ノ日ヨリ二週間前ニ監査役ニ提出スルコトヲ要ス
第三條ノ十五 會社等臨時措置法第四條ノ三ノ規定ニ依リ監査役ノ意見ハ

報告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スルコトヲ要ス

前項ノ報告書ハ第三條ノ三ノ認可ノ申請ト同時ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三條ノ十六 前十四條ニ規定スルモノ外會社等臨時措置法第四條ノ二第一
項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ二 株式会社ガ會社等臨時措置法第五條ノ一ノ規定ニ依リ其ノ
社債ニ付債券ヲ發行セルモノト爲シタルトキハ社債申込証ニ其ノ旨ヲ記
載スルモノヲ要スルハ該社債ガ担保附社債信託法ニ依リ物上担保附
社債ナルトキ信託証者ニ付亦同ジ

社債ノ總額ヲ數回ニ分テ發行セル場合ニ於テ或ハ一回ノ社債ニ付債券
ヲ發行セルモノト爲シタルトキハ其ノ一回ノ發行行担保附社債信託法
第十九條ノ四第一項ノ規定ニ依リ作成スル契約証書ニ其ノ旨ヲ記載
スルモノヲ要ス



前項の場合ニ於テ同項ニ掲グル契約証券ヲ作成シテ其ノ其ノ由ニ社債
ニ付テ債券ヲ発行スル旨ノ書面ヲ作成シ年次會社及受託會社、
代表者之ニ認名捺印スルコトヲ要ス

担保附社債信託法第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ担保附社債信託法第二十二條第一項第二項、第三十四條第
一項及第二十二條第二項(同法第三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、
規定ニ依リ公衆ニ之ヲ準用ス

第四條ノ三

前條第一項ノ場合ニ於テ社債ノ募集が完了シタルトキハ社
債ヲ発行スル會社(社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社)トキハ其ノ會
社(ハ運籌ナク社債権者ノ爲ニ社債ノ登録ヲ請求スルコトヲ要ス)

第十條ノ二 會社等臨時措置法第六條第三項ノ勅令ヲ以テ定ムル會社ノ種類
ハ株式会社、合資會、合名會、合夥會、合資會、合名會、合夥會、相互會ノ

社、社員名簿、社債登録簿及社債特別登録簿トス

第十一條ノ左ノ項ヲ加フ

前項本文ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ掲グル法人以外、會社ニ
非ザル法人ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ二 會社等臨時措置法第三條ノ二、本令第三條ノ二及第三條ノ三、日

刊新聞ノ規定ハ市街地信用組合及海運組合ニ之ヲ準用ス但シ同法第

一項中株主ノ氏名又ハ住所ヲ確知スルコト能ハサル記名株式トアル氏名又ハ

住所ヲ確知スルコト能ハサル組合員トシテ同法第三項中第一項ノ記名株式

ノ金額が資本ノ十分ノ一ヲ超スルキトアル氏名又ハ住所ヲ確知スルコト

能ハサル組合員が總組合員ノ十分ノ一ヲ超スルキトシ同法第四項中尚

法第三十四條トアル市街地信用組合法第十二條第四項又ハ海運組合

法第十九條但書トシ同法第三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ爲スベキ公告ニハ

本令第三條ノ第一項第一号乃至第四号ニ掲グル事項ニ代ヘ會社等臨時措置
法律ニ據ル第一項ノ發官ニ因リ組員名簿ヲ喪失シ氏名又ハ住所ヲ確知ス
ルコト能ハザル組員アル者其ノ組員ノ表及當該組員ノ組員名簿
簿ニ記載スベキ事項ヲ申出ヅベキ旨ヲ記載スルコトヲ要ス
第一項本文ノ規定ハ命令ニ定ムル所ニ依リ同項ニ掲グル法人以外ノ會社ニ非
ザル法人ニ之ヲ準用ス

第十三條ノ二 會社等臨時措置法第四條ノ二並ニ本令第三條ノ二乃至第三條
ノ八第三條ノ十、第三條ノ十二乃至第三條ノ十四及第三條ノ十六ノ規定ハ會社
ニ非ザル法人ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ總會ニ代ルニシテ總代會ニシテ法人ニシテ之ヲ總代會ニ決裁
依ルコトヲ得ル事項ニ付ハニシテ適用セス

第十三條ノ三 會社等臨時措置法第四條ノ二及本令第三條ノ十五ノ規定ハ會社
ノ二

社ニ非ザル法人ノ監事ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ四 會社等臨時措置法第五條ノ二本令第四條ノ二第一項前段及

第十四條ノ三ノ規定ハ會社ニ非ザル法人ニシテ債券ヲ発行スルモノニ之ヲ準用ス

第十四條中「第六條」ヨリ「第六條第一項」ニ改メ同條ニ九ノ一項ヲ加フ

會社等臨時措置法第六條第二項及本令第十條ノ二ノ規定ハ會社ニ非ザ

ル法人ニ之ヲ準用ス

第十五條中會社等臨時措置法第六條「ヨリ」會社等臨時措置法 第六條

第二項ニ改ム

附 則

本令ハ會社等臨時措置法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社債等登録法施行令中九ノ項改正ス

第三十七條ノ二 社債ヲ發行スル會社(社債募集ノ委託ヲ受テタル會社トシテ)

キハ其ノ會社(ガ會社等臨時措置法第五條ニ規定ニ依リ社債權者
ノ爲ニ社債ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ凡ソ事項ヲ記載スル
コトヲ要ス

一 社債權者ノ氏名及住所

ニ 登録スベキ各社債ノ金額、拂込金額及口數

三 社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所

前項第一号及第二号ニ掲グル事項ハ社債權者毎ニ区分シテ之ヲ表シスルニ
ヨリテ

第三十六條第一項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

會社等臨時措置法施行規則

(昭和二十三年三月三十一日印)

第一條 會社等臨時措置法施行令第三條ニ第二項(第十三條ニ

第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ業務ニ付官廳ノ

監督ヲ受クル株式會社其他ノ法人及其ノ監督官廳別表

ノ通之ヲ定ム

第二條 前條ノ監督官廳ハ別表ニ別段ノ定マキ限リ認可事項

ノ全部ニ付認可ヲ爲ス權限ヲ有ス

附則

本令ハ會社等臨時措置法改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス



別表

内閣總理大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一 東北興業株式會社

一 内閣總理大臣ヲ主務官廳トスル民法ニ依ル社團法人

一 新聞事業令第六條規定ニ依ル團體

一 出版事業令第六條規定ニ依ル團體

一 辯理士會

内務大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一 樺太開發株式會社

一 軌道法ニ依ル軌道會社及此株式會社

一 自動車交通事業法ニ依ル自動車道事業ヲ營ム株式會社

一 東洋拓殖株式會社

一 臺灣拓殖株式會社

大藏大臣ヲ監督官廳トスルモノ

一 橫濱正金銀行

一 朝鮮銀行

一 日本興業銀行

一 日本勸業銀行

一 北海道拓殖銀行

一 臺灣銀行

一 銀行法ニ依ル銀行

一 貯蓄銀行法ニ依ル貯蓄銀行

一 無盡業法ニ依ル無盡業ヲ營ム株式會社

会社等臨時措置法

第一條 戰時ニ於ケル会社其ノ他ノ法人ニ關スル特例ハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 株式会社ニシテ其ノ資本ノ總額ガ勅令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルモノニ在リテハ商法第百二十六條第二項ニ定ムル公告方法ト異ナル定ヲ為スコトヲ得

第三條 株式会社ニシテ其ノ株主ノ員數ガ勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超エルモノニ在リテハ株主總會ノ召集ハ定數ニ定アル場合ニ限リ株主ニ對スル通知ニ代ヘ今日ヨリ三週
間前ニ總會ヲ開ク旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告シテ之ヲ為スコトヲ得
●前項ノ場合ニ於テ定數ノ變更其他ノ商法第百四十三條ニ定ムル決議ヲ要スル事項ハ定數ニ定アル場合ニ限リ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其決議權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得

(國定規格B5(2)×(2)55種)

第三條ノニ 戰爭ニ起因スル災害其ノ他勅令ヲ以テ定ムル災害ニ因リ株主名簿ヲ

喪失シタル株式会社ニ株主ノ氏名又ハ住所ヲ確知スルコト能ハザル株主名簿アリテハ
会社ハ遷移ナク勅令ノ定ムル所ニ依リ公告スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル公告ヲ為シタル会社が株主總會ヲ召集セんとスル場合於テハ
同項ノ記名株式ヲ有スル株主ニ對シテハ總會召集ニ關スル通知ハ之ヲ為スコトヲ要セス

前項ノ場合ニ於テ第一項ノ記名株式ノ金額ガ資本ノ二十分ノ一ヲ超スルモノハ今日ヨリ
三週間前ニ總會ヲ開ク旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス此ノ公告ハ
之ヲ同項ノ規定ニ依ル公告ト併セ為スコトヲ得

第一項ノ会社ノ總會ニ於テ商法第百四十三條ニ定ムル決議ヲ為ス場合ニ於テハ同項ノ
記名株式ヲ有スル株主ハ之ヲ總株主ノ員數ニ算入セス

第三條ノ三 前條第一項ノ災害ニ依リ茲令又ハ定數ノ定ムル地ニ株主總會ヲ召集
スルコト著シク困難トナリタル株式会社ニ在リテハ總會ハ之ヲ他ノ適當ナル地ニ召集スル
コトヲ得

(國定規格B5(2)×(2)55種)

第四條 株式会社、株主總會、決議ヲ要スル事項ニシテ株主ノ利害ニ重大ナル影響ヲ及ボサザルモノニ付テハ、定款ヲ以テ總會ノ決議ニ依ラザルモノトスルコトヲ得

第四條ノ二 第三條ノ二第一項ノ災害ニ因リ株主總會ノ招集ガ著シク困難トシタリシ株式會社ニ在リテハ、總會ノ決議ヲ要スル事項ハ、會社ノ業務若ハ清算ヲ監督スル官廳又ハ裁判所ノ認可ヲ得テ取締役又ハ清算人ニ之ヲ決スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、取締役又ハ清算人ハ、次回ノ總會ニ於テ其ノ旨ヲ報告スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ、目的ノ変更、資本ノ増加及減少、社債ノ募集、商法第百九十六條、第百六十六條(第百八十條及第百三十三條)ノ二項ニ於テ進用スル場合ヲ含ムニ規定スル發起人、取締役、監査役及清算人ノ責任ノ免除、合併營業ノ全部ノ譲渡、解散、繼續、組織變更並ニ保險契約全部ノ移轉ニハ之ヲ適用セズ但シ勅令又ハ法令ニ基テ命令ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國定規格B5(三×三五)種)

第四條ノ三 監査役ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ取締役又ハ清算人ガ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ得テ決セトスル事項及事由ヲ調査シ監督官廳又ハ裁判所ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第五條 勅令ヲ以テ定ムル株式会社ノ社債ノ登記ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第五條ノ二 株式会社ガ社債ヲ募集セントスル場合ニ於テハ、其ノ社債ニ付債券ヲ發行セザルモノト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、社債ヲ發行スル會社又ハ社債ノ募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ、社債ノ為ニ社債ノ登録ヲ請ホスルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國定規格B5(三×三五)種)

勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得
戰爭ニ起因スル災害ヲ避クル為ニ必要ナルトキハ株名簿、社債名簿、信託
證書其他勅令ヲ以テ定ムル会社ノ書類ハ之ヲ適者ナル場所ニ備置スコトヲ得

第七條 勅令ヲ以テ定ムル会社ノ合併又ハ資本ノ減少ノ場合ニ於テ債権者ニ對シ
テ為スベキ催告其他ノ事項行テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第八條 第三條乃至前條ノ規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、会社ニ非ラズ法人^{ニテ}準用ス

第九條 取締役、監査役若シテ清算人又ハ此等ニ準ル者第四條ノ二(前條ニ於テ準
用スル場合ニ含ム)ノ規定ニ依リ認可ノ申請又ハ第四條ノ三(前條ニ於テ準用スル場合ニ
含ム)ノ規定ニ依リ意見ノ報告ヲ為スニ者ハ監督官廳又ハ裁判所ニ對シ不慮ノ申
述ヲ為シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三月以下ノ罰金ニ處ス

(國定規格B5六×三三三紙)

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
戰時終了ノ際ニ於テ必要ナル程ニ規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國定規格B5六×三三三紙)